

第 11 期 第 1 回練馬区環境審議会

日時：令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 2 時～午後 3 時40分

会場：区役所本庁舎 5 階 庁議室

出席者

委員（五十音順）：

天野委員、飯窪委員、市川委員、岩橋委員、大島委員、小口委員、河野委員、
佐藤(良)委員、清水委員、高桑委員、高原委員、堤委員、角田委員、原田委員、
兵法委員、三宅委員、森委員、山田委員

区側：

環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長、
練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長

○環境課長 本日は初回のため、委員の委嘱、その次に、会長・副会長の選任をしてから案件に入ります。冒頭に配布資料の確認をいたします。

○事務局 配付資料の確認をします。

[資料確認]

○環境課長 本日は会長・副会長が決定前ですので、会長・副会長の選任まで私が進行を務めます。次第に沿って進めます。

次第の 1、委員の委嘱です。

本日お時間の制約もありますので、委嘱状をお 1 人ずつお渡しすることは省略し、環境部長からお名前を紹介する形で委嘱とさせていただきます。

○環境部長 私からお名前を読み上げます。

[委員氏名の読み上げ]

○環境課長 続きまして初回ですので、環境部長からご挨拶いたします。

[環境部長挨拶]

○環境課長 机上に配布いたしました委嘱状でございますが念のためお名前をご確認ください。間違いなどありましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

それでは、事務局名簿によりまして、事務局を紹介します。

[事務局紹介]

続きまして次第の 2、開会に入ります。

事務局より出席状況の報告を願います。

○事務局 ただいまの出席委員は 18 人です。本日の審議会は練馬区環境審議会規則第 5 条に規定する定足数に達し成立しています。

なお、本審議会の発言につきましては、発言者の個人名を伏した上で会議要録を作成し、区民情報ひろばおよび区ホームページで公開しますので、あらかじめご了承ください。

○環境課長 ただいまの事務局からの報告のとおり、本日の審議会は成立しておりますので、開会します。次第 3、会長副会長の選任に入ります。

当審議会の会長および副会長の選任は、練馬区環境審議会規則第 3 条第 2 項によりまして、委員の互選と規定をされております。会長および副会長について自薦、他薦がございましたら、挙手、ご発声をお願いいたします。

○委員 会長は、立教大学環境学部の准教授でこれまでも練馬区環境審議会では会長を務められてこられた森 朋子委員を推薦いたします。

また、副会長は東京都市大学環境学部准教授の兵法 彩委員を推薦いたします。

○環境課長 ただいま会長には森 朋子委員、副会長には兵法 彩委員の推薦がございました。ご賛同の委員の拍手での承認をお願いしたいと思います。

[拍手]

ありがとうございます。第 11 期練馬区環境審議会の会長に森 朋子委員、副会長に兵法 彩委員が選任をされました。

それでは、ここで、会長・副会長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○会長 改めまして、皆さんこんにちは。立教大学の森と申します。

[会長挨拶]

○副会長 改めまして、東京都市大学の兵法と申します。

[副会長挨拶]

○環境課長 森会長、兵法副会長、ありがとうございました。

会長・副会長の選任が終わりましたので、ここからの会議の進行につきましては森会長をお願いします。

○会長 それでは早速本題の方に入ります。次第 4 の案件に入ります。

審議事項、令和 7 年度練馬区一般廃棄物に関する調査結果から見た主な課題について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○清掃リサイクル課長 資料の 1-1 から 1-3 になります。

[資料 1-1～1-3 の説明]

○会長 それではこれから質疑を行います。あらかじめ委員の皆様をお願いいたします。まず、発言の開始は会長の合図により行ってください。次に、できるだけ多くの方に発言いただくという意味で、1 回につき質問は 2 問まででお願いします。

それでは今から説明に対してご質問・ご意見をいただきますが、本日はデータがたくさんありまして、資料 1-3 の主な課題の 1 から 4 を順番に区切って議論をして、最後、それぞれの時間帯のときに十分に発言できなかった方に全体の中で議論をするという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、課題の 1「食品ロスの削減」について、ご質問・ご意見ある方は、いらっしゃいますでしょうか。

○委員 可燃ごみ関係において、生ごみが多いということで、2 年前の議論においても 36%あり、相変わらず何ら変わっていないという印象を持っています。このため、対策を少し強化する必要があるのではないかと考えます。と申しますのは、区の高断熱窓・ドア等の改修に係る補助金申請案内は、厚紙を用いた冊子、一方、生ごみコンポスト化容器のあっせんに係る案内は、普通紙 1 枚のみ。また、5 月 30 日に、練馬区役所の 1 階アトリウムで開催されたパネル展を見て来ましたが、断熱窓の改修については実演も行われていました。

パネルの展示においては、生ごみについても、例えば、生ごみ処理機は「これだけ生ごみが乾燥して匂いもなくなります」といった実演があってもよかったのではないかと思います。同じ CO₂削減、カーボンニュートラルに向けての取り組みでありながら、力の入れ方が少し弱いのではないかと感じています。

この点については、例えば住宅事業者の方に対して、住宅購入者に生ごみ処理機やコンポスト化容器を勧めてくださいとか、あるいは区の環境展においても、生ごみ処理機の実演をして、その効果を区民の皆さんに示すとか、さらに強化をしてもよいのではないかと考えています。

ちなみに、我が家はコンポスト化容器を 27 年前に設置し、27 年間、生ごみの排出はゼロです。それと、可燃ごみの組成分析結果として木草類の排出割合が 10%とありますが、この木草類も全部生ごみと一緒にコンポスト化容器で処理しております。さらに、この生ごみ類を肥料化してトマトを 26 年間栽培しておりますが、連作障害が起きない。それだけ効果のあるものです。

相変わらず可燃ごみの中に生ごみが多いということを考えますと、もう一步踏み込んで、コンポスト化容器あっせんなどを通し、生ごみ対策を強化する必要があるのではないかと考えています。

○会長 まず、事務局から回答をお願いします。

○清掃リサイクル課長 委員にはいつもごみの減量に取り組んでいただいて、本当に頭が下がる思いです。練馬区民みんなが委員のような方であれば、私の仕事は半分ぐらいなくなるのですけれども、委員のような方ばかりでないので、生ごみが依然として排出されているのが現状です。

資料 1-3 の図 1 を見ていただくと、生ごみが 33.8%のうち未利用食品が 4.7%ということであります。令和 5 年度の調査においても、生ごみは約 36%ありました。割合としては、若干減ってはいるものの、依然として最も多く排出されています。ごみ量自体は減っているため、総量的には減っておりますが、依然として多く排出されています。

先ほど委員からお話のあった、練馬区役所アトリウムでのパネル展の時は、生ごみについて少ししか触れておらず申し訳なく思っております。区では日常的な取り組みとして、ホームページで動画を公開しているほか、リサイクルセンターでは段ボールコンポストの作り方や堆肥の作り方などの講座を実施し、動画でも紹介しています。また、お庭のない方も取り組んでいただけるよう、コンポストだけではなく生ごみ処理機のあっせんや貸し出しなども行っています。

しかしながら、おっしゃる通り区民一人一人に浸透してないところがあります。特に生ごみの減量は区民の皆様の協力がないと絶対に実現できません。

さらに、未利用食品、いわゆる手つかずの食品も依然として排出されています。フードドライブ事業なども始めましたが、まだ廃棄されている食品があるのが現状です。そのため、生ごみを出さない、未利用食品を出さないこと、すなわち食品ロスについて、区民一人一人の行動変容につながる周知啓発が必要だと考えておりますので、ぜひアドバイスをいただければと思っています。

○会長 食品ロスの削減という課題について、資料の 1-3 をみると、1 ページ目では可燃ごみの中で生ごみ 33.8%のうち、未利用食品が 4.7%というデータが示されています。2 ページ目の図 9 では、食べられる食品を廃棄した理由として、「傷んでしまったから」、「賞味期限、消費期限が切れたから」が大半を占めていることがわかります。

一方で、その下の図 10 をみると、生ごみなどの新たなリサイクルに対する協力意向は比較的高いことが読み取れます。

特にフードドライブ事業については、もう少し改善の余地があるのか、実際に使ったことがある方ですとか、そもそも認知度が低くて知らなかった方もいらっしゃるかと思います。いかがでしょうか。

○委員 課題に対して対応策を検討するにあたり、工夫していただく必要があるのではないかと感じました。この資料には、これまで実施してきた取り組みが記載されていますが、その取り組みによって現在どのような状況になっているのかがわか

っていないと、どういう課題を出したらいいか、意見を出しづらいと感じました。可能であれば、取組内容に加え、その取り組みに対する現状や成果について補足していただければと思います。

○会長 事務局の方でお願いします。

○清掃リサイクル課長 取り組みを十分にご紹介しきれておらず、意見を出しづらい点はおっしゃる通りかと思っています。

資料の1-2の2ページをご覧ください。令和6年度時点の取組状況について、1番が食品ロスの削減、2番が生ごみの発生抑制・資源化を記載しています。取り組みを記載しているので、これに対するいわゆるアウトカム、削減効果がどれくらいあったのかは我々も見えない部分があります。どちらかというと、先ほどの生ごみが約34%占めていること自体がこの取り組みが浸透していない面もあると考えています。

アトリウムでの展示やリサイクルセンターでクッキング教室、フードドライブ事業など様々な取り組みを実施してきました。フードドライブ事業については、令和5年度頃から常設回収を開始し、一定量が集まるようになっていきます。アンケートで持参理由を伺うと、最も多いのが贈答品です。いただいたものの使う機会がなく、賞味期限が近づいているため、「廃棄するのはもったいないからフードドライブに持ってきました」という声が多く見られました。そのため、区のホームページでも贈答品などで賞味期限が近い商品がないか呼びかけるなど、周知方法の工夫を行っています。

ただし、フードドライブの難しいところは、本来は食べ切るのが一番いいはずなので、たくさん集まるのが必ずしもいいわけではありません。依然として未利用食品として捨てられている現状があることから、受け皿として集める必要があると考えています。

このように様々な取り組みを進めております。参考までに、令和7年度一般廃棄物に関する調査の概要版の9ページをご覧ください。図17「区に取り組んで欲しい施策」を特に生ごみに限定せずに区民の皆様にお伺いしたところ、最も多かったのがフードシェアリング事業でした。

民間などでありますが、パン屋など賞味期限が近く売れ残りそうな商品をホームページに掲載すると、それを見た登録している人が安く購入することで食品ロスをなくすサービスや消費期限が近いものを扱う「食品ロス削減のための自動販売機」の設置など、食品ロスに対する施策に取り組んで欲しいという声が多かったのが今回のアンケートからわかったところです。

○会長 なかなか数字としては難しいですが、様々なことをやっていただいていることはご理解いただけるかなと思います。ただ、それらの取り組みが区民に広く活用され、食品ロス全体が削減するところまではいっていないのが実態かと思っています。

食品ロスについては、大きく二つの視点があると思います。一つはそもそもロスにならないように買い物をどう気をつけるのかという入口のところ。もう一つは、生ごみゼロには絶対ならないので、どうしても出てきてしまう生ごみをどのように有効に活用するのかという点です。食品ロスを発生させない買い物の仕方やキッチンの中での整理整頓の方法などをどのように伝えていくかが、区としてはできることではないかと思っています。それについては、公募区民の皆様「このような方法であれば伝わりやすい」といったご意見がありましたら、ぜひお願いします。

○委員 日頃買い物をしていて感じるのですが、スーパーや商店でも、複数個まとめて袋や容器に入れられて販売されていることが多く、本来はそれほど必要でなくても購入せざるを得ない場合があります。一方で、ばら売りがある場合は必要な分だけ購入できるため、大変助かると感じています。練馬区では事業所系ごみより家庭ごみの割合が大きいことを考えると、事業者とタイアップし、過度な包装を行わず必要な分だけ購入できるような仕掛けができたかと常々思っています。

○会長 欧米ではよくばら売りや量り売りで、しかも自分でタッパーや袋を持っていくなど、容器包装ごみも出ないし、食ロスも発生しない売り方を推奨するような政策をとっているところもあると思います。これを練馬区でやるのはなかなか難しいと思いますが、そういった施策はこれまであったのでしょうか。

○清掃リサイクル課長 食品ロスはおっしゃる通り、事業者との協力が必要だと思っています。練馬区では「おいしく完食協力店」として、主に飲食店ですが、例えば、小盛メニューを用意していたり、大根の葉っぱで作る料理のメニューを考えているお店を区で登録して紹介し、食べ残しをさせないため、食品ロスを発生させないための取り組みを行っています。練馬区内のお店の数に比べ、まだ30数店舗の登録なので、更なる周知が必要であると思っています。また、区民アンケートの中でも「おいしく完食協力店」を知っているか聞いたところ、ほとんどの方が知らないという結果でした。区の周知や事業者との連携が不足していると思っています。

また、量り売りについては、豊玉リサイクルセンターの近くに量り売りのお店があり、よくリサイクルセンターのイベントに出店していただいて、量り売りをPRしています。例えば、生ごみの削減に取り組んでいる事業者を登録して紹介や啓発をして、個包装の方が便利でお客さんが購入すると、企業も個包装で販売するようになる。PRすることによって事業者にもメリットが生まれ、結果として利用者と事業者の双方に利益のある好循環が作れたら、事業者の協力も得られるものと考えています。「おいしく完食協力店」は、登録してもメリットがないとお店からも言われているので、メリットがあると思ってもらえるような仕掛けを考えていかなければならないと思っています。

○委員 できれば日々の買い物で、野菜など身近なところでうまく仕掛けができればなと希望します。飲食店はとても努力されているというのはよくわかったので、そこもぜひ何とかお願いしたいと思います。

○会長 なかなか日本の国内の自治体の中でも量り売りやばら売りを推奨してモデル的に取り組んでいる事例はあまり聞きません。しかし、逆に言えば、まだ事例がないからこそ練馬でやれば目立つかもしれない、トップバッターになれるかもしれないという意味では可能性のある施策の一つかなと思います。

一方で、委員の皆さんは意識が高いので、それが環境負荷が低いというのは、すぐにわかると思いますが、一般の方にとって個別売りや量り売りがなぜ環境にいいのか、お財布にいいのは何となくわかると思うのですが、実はそれが環境にもいいということを、知識としても伝えていく、理解いただく必要はあるのかなと思います。

○委員 折しも事業者側の売り方の工夫の話があったと思うのですが、ある意味、今がチャンスかなと思っていて、それはなぜかという、イラン情勢で包装材など原材料の調達に企業はすごく苦戦しているのですよね。そのため、逆に物が調達できなくて困っている人に対して、発想の転換をしてみたらどうですかと。今会長がおっしゃったように、量り売りのようなことをやれば、その部分が減ってもあまり

影響がないのではないかと思いますのですけどというようにやると、現に困っている企業に助け船も出せるし、これをきっかけにそういった文化のようなものが根付かせられるちょうどいいチャンスと思っているので、ピンチをチャンスととらえて取り組んでいただくのも手かなと思った次第です。

○会長 何か行政としてできることで、こういうものがあると区民に広く周知をすることが必要になってくるのかなと思っております。

次の課題、分別の徹底というテーマに移りたいと思います。まだまだ分ければ資源になるはずなのに、これだけ混じっているというデータの紹介があったかと思います。また、新しいリサイクルをするならどれぐらい協力いただけるかという問いには、古着、古布については特に協力度が高かったということと、剪定枝や落ち葉のリサイクル、生ごみのリサイクルも比較的協力意向が高いというデータが出ています。さらなる分別の徹底に向けて、ご意見、ご質問をどうぞ。

○委員 練馬区は10月からプラスチックの出し方が変わるということなのですが、私は近所の集積所のネットの管理をしている立場なので、少し気になった点があります。これは練馬区民であれば誰もが知っているごみの集積所に貼ってあるポスターです。これを見るとプラスチックだけでできているものも同じ袋で回収しますと。「だけ」と書いてあるのですね。ところが、5月30日の区のアトリウムでの展示で、金属が入っている洗濯ばさみやハンガーもいいですと表示してありました。見るとプラスチックでできているものとして、「だけ」という言葉が抜けているのです。この辺は区民の皆様が誤解をするところが多分にあって、先ほどのこのグラフにおける資源化可能物に対する割合が減らない要因になりかねない。ですから、今、区報にシリーズで出ております「お悩み相談室」等で、こういうのも「だけ」と言っただけでも、洗濯バサミに金属が入っているもの、あるいはおもちゃでネジがついているもの、そういったものもいいですよということを今一度周知して、区民の皆さんの誤解を招かないようにする取り組みが必要かなと思っています。この「だけ」という強調は、ちょっと危険で誤解を招きやすい。しかも、これが練馬区全体の集積所に貼っているという、そのインパクトの大きさを考えますと、是正の余地ありと考えます。

○会長 説明をお願いします。

○清掃リサイクル課長 最初、製品プラスチックの回収を始めるときに、国の手引きではプラスチックだけでできているものを製品プラスチックにしろとありましたので、それを出発点に我々は考えていました。

その後、多少混ざっていてもリサイクルできる施設がある再商品化事業者、いわゆるリサイクル事業者を選定したことにより、「だけ」でなく多少混ざっていてもいいという形に段階を追って変更してきた経緯があります。集積所の看板が一番オーソドックスなプラスチックだけでできるものというところで最初に周知が始まりましたが、その後の住民説明会や区のホームページなど広報物につきましては、プラスチックでできているものという例示として、洗濯バサミやハンガーも記載しています。令和8年10月に製品プラスチックの回収を始めますが、8月頃に本日の資料でもある「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」を普段は出張所などで転入者向けに配っているものですが、これを全部のご家庭に投函します。こちらの冊子は委員ご指摘のとおり、「だけ」ではなく、多少混ざっていても回収対象となると表現に変えたものになります。

○委員 関連しているのですが、区ホームページの動画の方も「だけ」という表現

になっていますので、直ちに削除して誤解を招かないようにした方がいいと思います。

○会長 では次の委員。

○委員 この資料 1-3 の 1 ページの左の図 1 を見ますと、可燃ごみの中に分別不適物で資源化可能物が入っていて、紙類が結構な割合を占めて 11.3%ということです。さらにその 2 ページの図 7 では、雑がみを可燃ごみとして出す理由というところで、「雑がみの出し方を知らなかった」が半分を超えているということで、たぶん皆さんまだまだ紙はごみだと思っているのです。なぜかという可然物というから、「紙は燃えるから可然だ」ということで、生ごみと一緒に袋の中に入れてしまう。おそらくそういう習慣があると思うので、発想の逆転で「紙は基本的に資源だ」ということをまずは銘打って、その中で、可燃ごみとして生ごみと一緒に出さないといけないものはこれで、それ以外は全部資源であると皆さんにイメージしてもらった方が、この紙はごみなのかそれとも資源なのかと迷う人がいなくなる。例えば資料の「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の 12 ページを見ると古紙について細かく書いてあって、雑がみの中で古紙であるものの記載があります。これを全部見て納得するよりも、その下に出せないものが数行書いてあるのですが、こちらの方を強調して、「これ以外は全部資源です」という言い方をした方がわかりやすいのではないのかなと思いました。

○会長 今のご提案についていかがでしょうか。

○清掃リサイクル課長 おっしゃる通り周知の工夫が大切だと思っております。

資源化可能物の中に紙類が 11.3%入っていて、特に雑がみがこの中で占める割合が大きくなっています。新聞・雑誌・段ボールに関しては、何となく可燃ごみに混ぜてはいけないという認識が浸透していると思っています。一方で、そもそも「雑がみとは何ぞや」というところがあって、雑がみに関しては動画の作成や、イベントでの啓発活動など様々な周知を行ってきました。それでも可燃ごみに混ざってしまうということで、行政の思いつく周知以外の方法を何かしらしないと、この雑がみについては、なかなか区民の方に届かないのではないかと感じているところです。

例えば、集団回収の報奨金を雑がみだけ少し値上げするなど、いろいろ工夫をしているのですが、なかなか雑がみの回収に繋がっていない。過去にも「雑がみ袋」を配るなどいろいろな取り組みをしてきたのですが、なかなか雑がみの認知には繋がっていないというところで、本当に我々も頭を悩ませているところでありつつ、ここは改善の余地があるかなと思っています。

○委員 可燃物と不燃物という言葉はいろいろと問題があるのかなと。例えば、「びんは不燃だから不燃物だね」ということで不燃物に入れてしまうこともあるので、少し発想の転換を是非ともお願いしたいと思います。

○会長 確かどこかの自治体では燃えるごみを「燃やすしかないごみ」と名称を変えたところもありましたが、何かそういった広報の仕方とか言葉の使い方で、もしかしたら人の行動は変わるかもしれないと思って聞いておりました。

また、雑がみは毎日出るけれども、いろいろな形で出てきて毎回分別に迷うようなもの、それから小型家電はたまにしか出ないので分別に失敗する。両方のタイプが分別できてないものとして混じっているのかなと思っています。以前、国立環境研究所でイベントをしたときに、「こでん(=小型家電)袋」という袋を来た方にお配りするというのをしておまして、「雑がみ袋」ではありませんが、毎

日出るけど分別に迷う雑がみを入れる袋を配布して、雑がみのようなものが出たら、とりあえずごみ箱ではなくてこの袋に入れてくださいなど、小型家電もめったに出ないけれどたまったら捨てられるように、「こでん袋」をお配りするので小型家電はとりあえずこの袋に入れておいて、持っていけるときに持っていってくださいというように、紙袋1枚の施策ですけれども、概ね好評だったので、パンフレットを全戸配布することに比べるとだいぶ配る資源量や労力が減ると思うので、そういう「雑がみ袋」を配るというのも、一つの手かなと思いました。

○委員 封筒とか、個人名の入っているものの場合、とても出しにくいというのがまず一つあると思っています。個人情報が出ていくのではないかとということで、どうしても一括で封筒できてしまうとそのまま全部中身を出さずに、可燃ごみに出してしまう。あと、封筒の窓のところ、だいぶ減ってきましたけれど、それをわざわざ剥がしてくださいと。それが面倒くさいというのものもあるのかなと思っているので、何かその辺り、封筒からだしてひと手間をかけられると、何かいいことがあるといいなと思います。

○会長 個人情報については、結構気にして資源として出せない人がいると思うのですが、区の見解として何かありますか。

○清掃リサイクル課長 やはり古紙や封筒で名前が入っているから捨てたくないという問い合わせはあります。その場合に可燃ごみで捨ててもいいと言われると、なるべくそこだけ切り取って可燃ごみへ、それ以外は古紙という案内はしていますが、果たしてやってくれるかどうかというところ必ずしも徹底されるとは限りません。

最近ですと、通信販売などで宛名が簡単に剥がせる紙袋で配達されるものもあります。それは皆さん剥がして可燃ごみへ、それ以外は古紙を出すときの紙袋などに使っているのかなと思うのですが、そういったものが広まっていくといいのかなと感じました。

○会長 すぐに解決は難しいけども、区民の方々からすると重要でとても深刻な問題かと思います。他にいかがでしょうか。

○委員 紙から離れてびんのことをお聞きしたいのですけれど、不燃ごみの中にびんが含まれているということですが、どういうびんなのでしょうか。

○清掃リサイクル課長 今回の調査結果では、少し汚れていたもので資源に出せないと思ってしまい、不燃ごみに入れられた可能性はあると思います。さっとすすいでいただければ多少汚れていても大丈夫だと思うのですが、基本的にはゆすいでくださいとお願いをしているので、汚れているびんは出しづらいのかなというところがあります。

あともう一つ、毎回この調査をやると不燃ごみの中にびんは一定程度入っていて、少しマニアックなので皆さん知らないかもしれませんが、実は集積所とびん、缶、ペットボトルを回収する街区路線回収は違います。集積所と一致しているところもあれば一致してないところもあります。集積所の数は練馬区内で約4万か所ありますが、一方でびん、缶、ペットボトルのコンテナを置いている場所は約1万8,000か所しかありません。集積所もあれば、街区路線回収だけ置かれている場所もあるなど、そこが不一致なところがわかりづらいという問い合わせもいただいています。例えば、そこを一致させるなど、収集方法を変えるということも今後議論が必要なのかなと我々としては思っているところです。

○委員 なぜそんなことを聞いたかといいますと、今ほとんどびんを使った調味料とか、ビールもそうですけれど、少ないですね。私はすごくもったいないと思う

のですけれど、どうせ潰してしまうのだったら同じじゃないかという気持ちがあるのかなということと、リユースびん自体をあんまりよくわかっていないで、ここで回収されたびんが必ずリユースされるかどうかは少し難しいのかなと思うと、不燃ごみにしてしまっていていいかなという意識になるのかと少し思います。本来的にはびんは体にもすごくいいし、味もいいし、使って欲しいですけど、その辺のアピールというのはできないでしょうか。

○会長 たぶんリユースびんと資源として集めているびんは少し違いますよね。

○清掃リサイクル課長 ワンウェイびんとリターナブルびんがあるのですが、両方とも回収しています。リターナブルびんは繰り返し使い、多少ひびが入っていてリターナブルにならないものも全部リサイクルはできますので、出していただいて大丈夫です。こういう過程でリサイクルしているから大丈夫ですよという形のPRはあまりしてこなかったのも、そういった情報なども発信の仕方によっては大切なのかなと今感じたところです。

○会長 課題3ですが、新たな品目の資源化ということです。可燃ごみの中に、生ごみ、剪定枝、紙おむつ、古着が多く含まれているということで、これから区民の方に新しい品目の資源化を検討するということになると、どういったことが考えられるか、次のお題についてご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員 課題3の中でこれは新たな品目の資源化ということであってありますけれども、逆に新たな品目の危険度合いということで少しお話をしたいと思います。

最近、飛行機内あるいは電車の中で、モバイルバッテリーが発熱・発火をしたというような問題が非常に多発しております。現在、小学生から携帯電話を持っているような時代で、小中高生が持っているようなモバイルバッテリーは、非常に危険度が高くなっているのではないかと思います。練馬区としても、資料1-2の2ページに取り組みが1から20まであり、この中の9番、不燃ごみの資源化のところで、令和6年度から充電式電池の回収を実施していると書いてありますが、実際には組成分析した結果としては非常に少ない数字です。なかなか回収までには至っていないということがあると思うのですけれども。回収できるかどうかということももちろん大事ですが、できれば、消防関係の皆さんとタイアップして、このモバイルバッテリーの扱いの危険度もPRしていくことが必要だと思います。本来であればこれは業界の皆さんの話だと思うのですけれども、なかなか売るのが専門で、その後の危険度のところまでいってないと。特に最近ネットで売っているようなものについては、外国のモバイルバッテリーが非常に多いので、たぶん製造者責任ということは考えていないような事業者だと思うのです。そういう意味では行政と消防が担っていくような役割だと思っておりますので、今後また一つの大きな課題としてこれを取り上げていただきたいと思います。

○会長 それではモバイルバッテリーについての回答をお願いします。

○清掃リサイクル課長 いわゆる二次電池を使っているものはモバイルバッテリーだけではなく、最近ですとハンディファンや電子たばこなどが火災の原因になっていきます。

練馬区でも昔はモバイルバッテリーや電子たばこが容器包装プラスチックに多く含まれていました。外側がプラスチック製品なので、容器包装プラスチックに入れてしまい、それが再資源化施設で袋を破碎するときに発火して、火災が起きることが年間で多くありました。令和4年度頃からそれが問題となって、区報の一面で「容器包装プラスチックでは出せません。不燃ごみでさらに別袋にして出してください」

さい」と案内したところ、すごく火災は減ったという経緯がございます。消防のイベントなどでもモバイルバッテリーの回収などを行っています。

また、モバイルバッテリー自体は周知していますが、膨張したものの取扱いについてはこれまで案内できておらず、それも含めて清掃事務所への持参を案内するなど、モバイルバッテリーについては力を入れて啓発をしてきたところがあります。

一方で、国では資源有効利用促進法で再資源化製品に今後指定されるというニュースが出てきているので、国として、また企業として充電式電池については取り組むべきだと思っています。ただ、企業で回収する場合、集積所ではなく、お店に拠点を置くことが考えられます。そのため、区民にわかりやすいように行政としてしっかりと周知していく必要があると思います。今でもボックスは置いてありますが、お店によっては実は裏に置いてあって、言わないと出てこないということがあります。そういった現状について国も悩んでいると思うので、区としては受け皿として清掃事務所や拠点で回収するなど、資源化を図っているような状況になっております。

○会長 次の委員、お願いします。

○委員 古着、古布のことです。先ほど申しましたように自分の住んでいるところの集積所の管理をしていて、確かに古着を散見します。本当に実態通りだなと思っています。ところで、これは今年の4月14日の日本経済新聞朝刊の東京・首都圏経済欄の記事ですが、大阪府は「廃棄衣料減へ産官大連合」ということで、サステナブルファッション・プラットフォーム協議会という組織体を設けて活動していますと記されていました。その背景は、環境省、経済産業省は2030年度までに廃棄量を25%削減する目標を2024年度に策定したと書いてあって、政府としても衣料の廃棄量の減というのは、非常に重要な課題だと認識しているのですね。その観点からしますと、区としても、確かに古着などはリサイクルセンターで回収など取り組んでらっしゃることは私も承知しているのですが、例えばスーパーに回収箱を置くとか、今一歩進めた取り組みをしてもいいのかなと思っています。この前スーパーに行って、以前は廃棄衣料のポストがあったので、これは練馬区頑張っているなと思ったら、最近ではもうありませんでした。どうも一過性で、事業者としてやっていたに過ぎなかったのです。そういった取り組みを始めたスーパーもあったということと考えますと、大阪府は16社・団体が2025年に前述の協議会を設置して動いているということですので、スーパーなどに協力いただくとともに、単に練馬区オンリーでなくて、近隣の板橋、杉並あるいは西東京などとの広域連携もあっていいかなと思っています。

○会長 今いただいたご意見について、見解をお願いします。

○清掃リサイクル課長 古着・古布については、排出実態調査の中でも資源化可能物として多く含まれているということがありますので、委員のおっしゃる通り、区としても取り組んでいかなければいけないというところがあります。

皆さんのお手元に「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」があると思いますが、15ページに古着・古布の出し方が記載されていて、練馬区では区立施設で決められた日に決められた時間に回収するという方式をとっています。これは、23区同ような方式でやっていて、実は練馬区は頑張っている方で回収量は23区でもトップレベルに多くなっています。また、事業者の方にお伺いすると、こういう形で回収しているので質のいいものが出てくるということでした。

一方で、この決められた日、決められた時間というところで、なかなか出しづら

いというところは一つの課題であります。他の 23 区以外の自治体を見ると集積所で、古着・古布を出せる自治体もあるので、民間企業と協力して拠点の数を増やす、もしくは集積所でも回収をするなど、いろいろな方法をこれから行政として、審議会に参加しているリサイクル業者の皆様と協力しながら考えていかなければいけないと思っています。

古着・古布からは離れますが、18 ページを見ていただくと、乾電池について記載があります。乾電池は捨て方に困っていて、不燃ごみへの混入も避けたいところがあったので、昔から事業者やスーパーに協力をお願いして回収ボックスを置かせていただいているという経緯があります。今も使用済み食用油の回収でファミリーマートさんと協力していますので、古着・古布についても場所の問題もあるので、協力していただけるかどうかというところを検討しつつ、そもそも抜本的な回収の仕方を考えていかなければいけないと思っています。

○会長 やり方は今後検討されると思いますが、やはり関心が高くて国全体としても重点領域の一つがこの古着・古布なのかなと思っています。

最後の課題 4 について、課題 1 から 3 に比べると少し特殊なお題になっております。事業系のごみについて、事業系のごみの中に紙やペットボトルの資源化可能なものが含まれているということ、それからごみ処理券を適切に貼っていない事業者もいるということで、ここはどのような施策が考えられるか、今日の委員の中には事業者団体を代表して出席されている方もいらっしゃるので、優先的にご意見をいただけるといいのかなと思うのですが、課題 4 についていかがでしょうか。

○委員 事業系ということですが、本当に様々な事業所がございまして、小さな店舗さんと大きな工場では全く事業の仕方が違いますので、ひとまとめにはできないなと考えながら読ませていただきました。延床面積が 1,000 平方メートル以上のところについては、行政の方から、シールを貼って出すのではなくて、事業者と契約して廃棄してくださいと言われております。しっかりできていないところがあるのであれば、行政がチェックをして声をかけていただいたらいいのではないかと思います。

また、小さな店舗はどうしたらいいのかと私も思いながら読ませていただきましたが、やはり営業している方たちの意識の問題だろうと。そこに行政からのチェックはなかなか難しいのではないかと思います。全体を通して勉強させていただいているような形で、こんなこともあるのだ、こういうふうにして出していらっしゃるのだということで、大変勉強になっています。本当に区民として知らないことが非常に多いと感じていまして、ここに出てくる単語についてもこれはどういうことなのかとスマホで調べながら伺っているような様子で、やはり周知が足りていないとすごく思います。

こんなやり方があるということを知れば、やってみようという方が増えてくると思いますので、事業所としましては自分が営業していることを一生懸命周知するために、インスタに載せるなど、SNS を駆使しているのですけれども、区のこういった素晴らしい内容が区民の耳に届いてないというのをすごく感じました。もっと周知方法を見つけていくべきではないかと。練馬区のインスタはどうなっているのかと少し調べさせていただいたら、これだけもっと周知したいとおっしゃっている割にはごみについて何も出ていなかったの、そこにもどんどん載せて、皆さんインスタをフォローしてくださいということをしたらよろしいのではないかなと思っていました。

○会長 特に中小規模の事業者への周知という意味ではこれまでどういったことを重点的にされていたかお話いただいてもいいでしょうか。

○清掃リサイクル課長 確かに委員のおっしゃる通り 1,000 平方メートル以上のところにつきましては練馬区におよそ 700 あって、必ず 3 年に一度ないしは 4 年に一度、清掃事務所で立ち入りするようにしています。その時に必ず毎年提出を求めている再利用計画書というのを出させて、どのようにごみを捨てているか、紙類は事業者と契約して資源化しているか確認しています。加えて廃棄物管理責任者を置く必要があります、必ずその方たちも検証することとしているので、1,000 平方メートル以上の大規模のところはしっかりと分別していただいているのかなと思っています。

また、小さな飲食店や自宅兼用のお店では少量で費用対効果が悪く、収集してもらえないため、日量 10 キロまでであれば区の集積所に有料ごみ処理券を貼って出してもいいルールになっています。この方たちも区の分別に従って出していただいているので、そういう意味だとある程度は分別をしていただけているのではないかとと思っています。

一方で、小規模でもなく、大規模でもない、中間の事業所は、事業者と契約をして収集をすることになっており、区では収集しませんので、あまり立ち入りできません。その場合にどのような分別をしているのかは行政としてわからないところが一番課題になっています。そのため、どのような出し方をしているか、事業者の委員の方からお話いただければと思います。清掃工場の排出実態調査を見ると事業系はダンボールなどが結構入っていると思っています、実態についてお話いただければと思います。

○会長 ご指名なので、委員お願いします。

○委員 大規模でないところは、行政側がタッチするところではないので、我々が代わりに清掃工場に捨てにいたり、産業廃棄物を処理したりしているのですけれども、そういった事業者については我々が指導しないといけない状況になっています。代わりに清掃工場に持っていくときに検査をされて、ペットボトルなど、搬入するには不適物なものが多く含まれています。家庭から出すときはみんなしっかり分けるのに、働いているときにはごみの分別がとても曖昧になっているような印象を抱いている状況です。しっかり仕分けをしないといけないということをみんな意識せずに経済活動をしている感じです。そのため、我々が排出事業者の代わりに搬入先の清掃工場やリサイクル工場の人たちから「こんなのが入っていたから搬入できない」と怒られて初めてお客さんのところに「あなた達のせいで怒られたぞ」と言って分別してもらおうというような、そういうことがないとなかなか意識が高まらないのかなといった感じで仕事をさせてもらっています。そこは非常に難しいと思っています。

○会長 確か横浜市でも同じような話題が実は審議会に出ていました。家でも外でもきちんと分別をするという意識をやはりつけてもらわないと、おっしゃる通り、仕事場では分別しなくていいと思っている方がいらっしゃるようで。そこは一つ今後の PR のポイントかなと思って伺いしておりました。

課題 1 から 4 まで一通りは議論いただいたのですが、これだけは話し足りていないという方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 課題 3 の剪定枝や落ち葉ですけど、幸いに非常に緑多いところに住んでおりまして、とても剪定枝や落ち葉が出ます。東日本大震災の前は近所の公園に申請して、剪定枝などを出していました。すごくこちらでも緑を大切にしたいという思

いがあるから、燃やされるのは嫌だと思い一生懸命やっていたのですけれど、東日本大震災以降、それが全然出せなくなってしまって、今は袋に入れて1軒3袋までだったら無料で収集に出せる状況になっていますが、やはり公園に出せるように復活していただきたいなど。小さな地域で資源化できるのはとても大切だと思うし、今練馬区のいろいろな公園では木で枠を組んで、落ち葉や剪定枝を集めてそこに生物多様性で小鳥や動植物を何とか育てようという試みもいくつか始まっているようですので、何かそのような試みをさらに広げていただいて。小さな公園でも、せっかく練馬区は23区内で一番公園が多いところなので、やっていただけたら嬉しいなと思っています。

○会長 コメントをお願いします。

○清掃リサイクル課長 委員のおっしゃる通り東日本大震災の前は一部の公園で持参されたものを堆肥化して配るなどしておりました。東日本大震災のときに放射能の関係が問題になって、広く集めて不特定多数の人に還元するということができなくなってしまい、私もその時ちょうど都市農業課にいたので農家とやりとりをしていたのですが、現在はしっかり検査すれば大丈夫というところもあるので、やり方について今まで通り公園でやっていくのがいいのか、例えば、他の自治体では申し込み制ですが、枝を別車で申し込みを受けたら取りにいったそれをリサイクル業者に引き渡して、しっかり品質を確保したうえでリサイクルしているところがあります。この木草類というのが資料の1-3を見ると可燃ごみの中に10.3%含まれています。練馬区は緑豊かですので、何かしら今後考えないといけないと思っています。

○会長 落ち葉のリサイクルが東日本大震災以来止まっているというのは別の地域でも結構聞くので、そろそろ再開をしてもいいタイミングではないかと思いました。次第5のその他に入りたいと思います。

事務局からの説明をお願いします。

○環境課長 委員の皆様には後日、本日の会議録要録(案)の確認をお願いいたしますので、よろしくお願いします。

次に今年度の開催スケジュールでございますけれども、8月、11月、来年2月を予定しております。

今回の環境審議会は8月24日に開催を予定しています。後日事務局から日程調整のご案内をさせていただきますので、ご出席も含めよろしくお願いします。

○会長 今のご説明に対して委員の皆様からございますでしょうか。

○委員 次回の日程の時間は大体目途がついているのでしょうか。

○事務局 8月24日午後2時から予定しております。

○会長 それでは他にございませんでしょうか。

(なし)

○会長 少し時間延長してしまいましたけれども、この盛り上がりはこの会議体のいいところだと私は思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

以上をもちまして本日の審議会を閉会といたします。進行にご協力いただきありがとうございました。